

昭和51年度

文学研究科社会福祉学専攻修士論文要旨

愛媛における戦後の社会福祉

—高度経済成長期の老人福祉を中心に—

星 島 志保子

愛媛県における社会福祉の現状また特殊性を明らかにすることに留意した。その場合、「社会福祉は見えなくなった」ということばに示される社会福祉の量的・質的拡大がおこった高度成長期をとらえないわけにはいかない。この高度成長と社会福祉の関係ぬきには有効な分析は不可能であった。

また本論文では、高度経済成長を基本に生まれた人口構造の変化、産業・就業構造の変化、社会制度・社会慣習の変革等々の結果続出した老齢・児童・心身障害、あるいは地域社会の変貌に伴う諸問題のうち、老齢者問題及び老人福祉についてとりあげた。老齢者問題が社会問題として大きくクローズアップされたのは、いまでもなく高度経済成長による産業・就業構造の変化や社会制度・社会慣習の変革が、人口の高齢化と結びついたことによる。それは、具体的には家族制度の崩壊、核家族化の進展、高齢者世帯の増加、家族扶養力・扶養意識の減退、老人の社会的家庭内権威の低下、過密・過疎による老人の孤立化、相対的過剩人口としての就業困難、住宅事情の悪化、生活費の高騰、都市化・近代化による生活環境の悪化、食生活・住生活の変化、スピード化・機械化による老人疎外状況等々、様々な形で顕出していた。こうした老齢者をとりまく諸問題に対し、「現代の社会福祉の特質」といえる「『国家』による制度化および活動の拡張」がいかに対応しているか、ここでは愛媛県におけるそれらの把握に焦点をあてた。

第1章 愛媛県の高度経済成長と産業構造の特質。愛媛県において高度経済成長期に社会福祉がどのように展開してきたのかを考える上で、愛媛県の高度経済成長政策そのものまたそれによって生みだされた産業

構造の変化と特質を明らかにすることが重要と思われた。本県において展開された高度経済政策は、2つの長期経済計画に集約的に表現されており、それらは国の高度経済政策にそった積極的に地域開発を推進するものであった。そのような高度経済成長をとげた愛媛県において、社会福祉はどのように対応し、展開されていったのかを次章では歴史的にとらえることに努めた。

第2章 高度経済成長期における愛媛県の社会福祉。前章でふれた2つの長期経済計画の中に入り本県の社会福祉に関する姿勢、方針を示すとともに、保護率（生活保護）が高度経済成長を経過してわずかであるが低下した事実から、その高度経済成長がもたらしたプラスの側面を指摘している。また、中央直結の福祉施策にとどまっていたのが、高度経済成長も終盤をむかえ、そのひずみ・矛盾が表面化する中で、本県も政策的対応をせめられている。そして、そのひずみを全面に受け、多くの問題をかかえることになった対象として老人も認識され、より積極的に政策に組み込まれることになったのである。老人福祉に関する具体的な諸施策の展開を、老人福祉法制定以前、以後を通して国との比較の中でとらえていった。

その他、愛媛県の人口の高齢化の事態が「全国」より深刻であることをあげ、第1次産業の比重が全国平均より高いという産業構造の特質からして、大都市に比べ老人扶養の可能性が高いとしてきたが、今日の都市化の中でその農村に課せられた期待はくずれつつあること、また、この問題を一番拡大・深刻化している過疎地区を愛媛県は多くかかえており、こうした地域較差・過疎化現象を高度経済成長の展開が引き起こす引き金になったこと等にもふれている。また、2つの地域における老齢者問題を事例研究として付け加えるとともに低経済成長期をむかえた今後の社会福祉についての簡単な展望をもって結びにかえた。

「戦後の母子問題とその施策」

福川みはる

男性と女性の決定的な違いは、女性に妊娠する機能が備っていることだろう。この基本的相違をいかに価値づけるかが、婦人の実質的平等をどの位導びくかの決めてとなる。しかし現状はこの特性がむしろ女性の差別を生み出している。勇しい響きを持った「婦人解放」ということばは頻繁に聞かれるが、そのわりにはその中味がはっきりしない。何からどう解き放たれるのか、そして具体的に実質的に一步進めるにはどうしたらよいのか。その探究の為には、現在婦人がその生存権をどの位保障されているのか、いないのか、その母性の積極的評価が与えられる状況がどの位得られているのか、いないのか、という客観的な評価をすることが必要なのではないだろうか。その客観的な評価をする為の一素材として母子問題を取りあげた。

ここで特に母子問題を取り上げたのは、女性が女性である為にかかる様々な矛盾や問題が、母子家庭においてはより顕著に深刻な生活問題として表出するからである。また、婦人が人間として自由に個性を伸ばそうとした時にぶつかる障礙が、「婦人」が「母親」になり、「婦人とその子ども」の関係が一組の「母と子」の関係になった時、より拡大してくるからである。そして「母子不可分の原則」ということばは、独立して存在していた「婦人の権利」と「子どもの権利」をひとからげに「母と子の権利」として、それらを併立せずむしろ相殺しあうものにすることもしばしばである。このように、婦人の人権と子どもの人権が併立して存在しあえる問題意識からみて、母子問題は極めて深刻だと思われる。

このテーマへのアプローチとして、筆者がかかわる、国際養子縁組を取り扱う唯一の機関である社会福祉法人日本国際社会事業団に来所した事例を材料とした。養子縁組という、母子が別れることによって解決を迫られる相を通して母子問題を考察したく、まず第一章では日本国際社会事業団という機関の特性をふまえた上で、母子家庭に共通して出てくる生活問題とその施策の状況を中心に事例研究を行った。第二章では、第一章で明らかにされた母子問題に対処する現行諸施策の欠落点をふまえながら、果してこれらの諸施策がどのような過程で生成してきたのかを、母子福祉法の

生成過程を中心に述べた。全体の構成は以下の通りである。

序 はじめに

研究方法

第1章 ケース事例からみた母子問題とその施策

I. I. S. S. 来所の母子ケース

- (1) I. S. S. の沿革
- (2) I. S. S. の機能
- (3) 過去3年間に来所したケース
- (4) Wケースにおける母子(父子)ケース

II. 事例研究

— 各ケースにみる生活問題と対応する法、制度と施策

- No.1 S. J. ケース
No.2 K. S. ケース
No.3 H. B. ケース
No.4 O. K. ケース
No.5 Y. N. ケース
No.6 T. S. ケース

第2章 母子福祉の法の生成過程とその問題点

はじめに

第1期 戦後処理

第2期 戦争未亡人対策優遇期

第3期 母子問題の質的変化と母子福祉政策の展開

母子福祉の法の生成過程における問題点

元来日本において、母親とは「子の為の母」というとらえ方が歓迎されてきた。母子問題も児童の権利視点からとらえられることはあっても、婦人の権利視点からとらえられることは少なかったように思われる。母子福祉法の生成過程をおっていきなかで、母性の尊重とその権利意識が常に欠如していたことが、現行の母子福祉制度の性格を大きく規定していると思われる。

実子特例法（特別養子法）と子の知る権利 — 養子の福祉を願って —

松 本 基 子

「子殺しの年代」と言わされた昭和40年代を経過し、昭和48年、「私には殺せない」と赤ちゃん斡旋の菊田医師事件が起った。これは虚偽の嫡出子出生届により親子関係を創設するという違法性が指摘され、世論をわかせた。菊田医師は、その違法性を、実子特例法を立法化することにより、合法化することを希望された。これは、子殺しを救うには、実親子関係を完全に隠ぺいし、養親子間に、実親子間と同じ嫡出関係を作らねば救う方法なし、といふ菊田医師の、社会道徳と福祉全般に対する告発でもあった。

一方、時を同じくして、米国では養子の「知る権利」を掲げて、『自分自身をよりよく知るために』生みの親を探す運動が盛んになって来ていた。養親と実親の保護、両者の福祉を保証する目的で、養子縁組の事実は封印されるのが、米国各州の現行法である。そして養親子間には、嫡出子と同一の地位と身分が与えられるが、幼少時から養子である事実は告げられて養育される。しかし、実親を知ろうとした時、何一つ知る手がかりがない、という事は、自分自身の源が断たれたような不安感に襲われるという。これは、昨年（昭和52年）、ベストセラーとして爆発的な人気を博した上に、多くの大学に「ルーツ論」の講座迄開設することになったA. P. ヘイリーの書いた「ルーツ」と同根のものであろう。

殆んど同時の、日本と米国の養子縁組に対するこの意識の相異——日本は、養親子関係を隠ぺいし、米国は、その封印を解こうとしている——を見る時、実親、養親・養子の三者共にとっての、最良の福祉とは何であろうか、との疑問を解明したいと思った。

そこで、菊田医師の提起した問題点及び、その批判に目を向け、この事件をとりまく我が国の社会的・歴史的背景と現状を考察した。又、戸籍の表記は種々異なっても、養子として養育され、既に成人した人々の事例研究をした。これ等の事例は、養子であることを、いかに隠して養育されても、養子に隠し通せないことを教えており、何らかの手段で、ひそかに実親探しをしている事実を告げている。

自分のルート探しの為に、実親探しが必要となった

米国の成人した養子の、歴史的・社会的背景と、それに伴う法律的変革をも考察した。折よく英国で、成人した養子のルート探しを調査研究した研究書が出版されていたので、これを参考資料として抄訳添附し、参考資料とした。

以上から、養子達は、養父母のみを親と考えていながら、自己確立のために、国を問わず、実親を知るべきであると考えていることを見た。これは養親子関係が不安定か、養子の満足度が低い場合に、顕著な傾向がある事も知ることが出来た。

そこで、結論としては、養子の「知る権利」と、実親・養親の知られたくない葛藤をどう処理するか、又、その関係は、関係者全体のライフサイクルと無縁ではなく、その変容するニードとの関係から考慮されるべきである。それには、養子が自分を知る権利と方法は残しておくべきであり、しかも社会的に不必要的摩擦は避けるべきであり、その為に、法と行政の変革が望まれる。養子縁組の当事者全員、養親・養子、実親の生涯にわたる福祉が守られなければならず、しかも、出生から死に至る迄の、長く変貌する人生全体を通して養子の人権は守られねばならない。その為の、専門家と、専門機関の、新しい援助態勢とニードに応じた、より有効、かつ活発な活用を提案してみた。

（昭和53年5月）

コミュニティ・オーガニゼーション —アプローチの一試案—

武蔵野市調査を通して

高倉節子

近年、社会の変化に伴ない、生活圏の諸種の問題から地域福祉への関心は強く、これと相俟ってコミュニティ・オーガニゼーション（以下C.O.と略す）は、行政側からも広く注目されるようになってきた。そこで、武蔵野市における意識調査に携わったことから、その資料を通してアプローチの一つの試案として地域社会診断の一方法を示そうと考えた。

これ迄のC.O.の概念を極めて粗く要約すれば、地域社会の問題解決であり、地域福祉事業主体間の連絡・調整、C.O.の対象でもあり主体でもある地域住民の育成を行なうこと等であった。ここでは、C.O.地域における福祉態勢の進展から、更に地域社会に生きる人々の真の充足を終極目標として把えてゆきたいと考える。

実際の手段としては、先ず地域の実態をC.O.を実施しようとする立場からできるだけ適確に把握すること（単なるニード調査ではない）、次にそれを踏まえて実態に即した方法を見つけてゆくことであろう。この論文では、前者についての一試案を武蔵野市の調査分析を通して提示するに留まる。

武蔵野市は、C.O.に関して市が熱心であり、婦人団体協議会が、今後の活動指針の資料として、地域の婦人の意識調査を計画する意向があったので、この市を調査対象とした。

C.O.の立場からの市の分析に当っては、市側の態勢、市における既成団体の状況、地域住民の意識調査、の三つの面から見てゆこうと考えた。市側の態勢については、よく整備されている市の資料から、市の積極的な態度、C.O.を定石通りにおこなっている様子がみうけられた。既成団体の状況は、アンケートの答えを得られたものが少なかったが、市の積極性によって発生したものが多いこと、地域住民全般との関わりは少ないのではないかということ等が観われた。

さて次に、市の態勢、既成団体との呼応もふまえ、今後のC.O.の活動の客体でもあり、主体でもある地域住民について、意識調査からその様相を分析した。

調査対象は市の婦人有権者（昭和50年4月現在

47,300人）に限り（これは実施主体からの制約であった）；600名を等確率一段抽出により抽出し、51年2月面接調査をおこなった。回収は426人（71%）であった。調査項目は、次の特性を軸として26問を選定した。即ち、地域への密着性、市行政との関わり合い、地域社会へ向かう姿勢、個人の関心、団体に関する、福祉問題であり、その他フェース・シートとして年令、学歴、職業、家族状況、住居状況である。各質問の単純集計、項目間のクロス集計では興味深い結果がみられた。例えば、福祉性について、年令は36～45才、学歴は高い方、家族は核家族以外、住居は一戸建上中、市政参加の意向は強い方、等が福祉性が高く出てくる等である。更に質問の中から、C.O.の推進要因となり得る7項目を選び、数量化3類法（バタン分類）を適用した。これによると、市行政に参加、町作り活動に協力等、集団的に地域行政方面に志向するグループと、援助を必要とする人を手伝う、お互に住み良い所にしよう、等、地域の人々と助け合って仲良く、という地域親交的グループとが判然と分れた。更に、これらのグループを弁別する構成要素を、数量化2類法を適用して調べると、第一のグループでは、地域問題への関心、市行政の知識、等が強く効いており、第二のグループでは、より個人的欲求が効いていることが数量的に把握できた。

この方法から、地域診断が、今迄の類型化の尺度とは別のバタンにより把握されることが解り、今後C.O.をおこなってゆく上でよい指針が得られた。